

## 仕 様 書

### 1 業務内容

本業務は、県立学校において不測の事態により蘇生術が必要になった状態（心室細動状態）に陥った場合に、一次的救命処置を行うための補助機器として、自動体外式除細動器（以下「装置」という。）を賃貸借契約により設置するものである。

### 2 装置設置場所

別紙「自動体外式除細動器設置場所一覧」のとおり

### 3 賃貸借期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで（60月）

### 4 納入期限

令和2年12月25日（金）

### 5 納入方法

持込み（各施設管理者と事前に日程調整のうえ持ち込むこと。）

### 6 装置の規格等

- (1) JRC蘇生ガイドライン2015に対応していること。  
なお、契約期間中にガイドラインが変更になった場合は、別途協議するものとする。
- (2) 医療機器として薬事法の承認を得ていること。
- (3) 新品・未使用の装置であること。
- (4) 製造メーカーによる保証期間を5年以上有していること。
- (5) 製造メーカーの公表する耐用年数を5年以上有していること。  
※販売会社の独自基準による耐用期間は認めない。
- (6) 日本語の音声ガイダンス機能を有していること。
- (7) 毎日自動で行うセルフチェック機能を有し、常に装置が正常に作動する状態を保てること。  
なお、セルフチェック機能とは、バッテリーの残量、スピーカーテスト等、本体の不具合を診断し、異常があればアラーム等で知らせる機能をいう。
- (8) 目視で日常点検できる表示機能を有し、点検結果を確認するインジケータが一つであること。
- (9) 別紙「自動体外式除細動器設置場所一覧」に示す小児対応施設には、小児用パッドを備えること。ただし、兼用パッドで切替え可能な場合はこの限りでない。
- (10) 耳の不自由な方でも使用できる「耳マーク」認定装置、あるいは、ランプ及び説明書により、耳の不自由な方でも操作できる機能を有していること。また、都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校に設置する4台については、装置本体または装置に付属する専用キャリングケースに装置の使用・心肺蘇生の手順をイラストでサポートする液晶画面が内蔵されていること。
- (11) 装置の使用中に本体の電源を切ることなく電極パッドを交換できる機能を有していること。
- (12) 電極パッド装着後、電気ショックが不要となった場合の自動キャンセル機能を有していること。
- (13) 施設管理者の了解を得たうえで、装置設置場所を示す表示を取り付けること。
- (14) 収納ボックスには、導入年月日、リース期間、消耗品等付属品の交換時期及び保守を行う者の連絡先を明記したラベルを貼り付けること。

## 7 仕様内訳

### (1) 装置本体について

(ア) 装置本体の設置台数、設置場所は、別添「自動体外式除細動器設置場所一覧」のとおりとする。

(イ) 装置本体1台に対する付属品は、バッテリー1個、専用キャリングケース1個、電極パッド2組、収納ボックス1台とすること。

(ウ) 付属品の電極パッドは、別添「自動体外式除細動器設置場所一覧」のパッド対応欄に示す「成人」表記については、成人用パッド2組とし、「小児」表記については、成人用パッド1組と小児用パッド1組の組み合わせとすること。なお、成人用、小児用兼用パッドの場合は、「成人」「小児」いずれの表記についても2組とすること。

### (2) 装置収納ボックスについて

装置収納ボックスは、装置本体の収納が可能な壁掛け型で、ドア開閉時にアラーム機能を有するものとする。

### (3) 装置設置場所を示す表示について

装置設置場所を示す表示は、1台につき2枚とすること。なお、リース期間中に表示が不明瞭となるなど、認識に支障がでた場合には、速やかに交換すること。

### (4) 装置本体及び収納ボックスの設置について

(ア) 設置に要する一切の経費は賃貸借料に含まれるものとする。

(イ) 別添「自動体外式除細動器設置場所一覧」に示す住所は学校の所在する住所であることから、農場、牧場、学校寮、寄宿舎等、学校外に位置する施設への設置にあたっては、施設管理者と十分な協議を行うこと。

### (5) 装置本体付属品の交換について

(ア) バッテリー及び電極パッドの消耗品に係る交換時期を収納ボックスに明記するとともに、期限到来までに交換を行うものとする。

また、救命処置に使用したことにより消費した電極パッドについても、直ちに交換を行うものとする。

(イ) 契約期間中における、バッテリー及び電極パッドの交換及び調整に要する一切の経費は賃貸借料に含まれるものとする。

ただし、訓練に使用した電極パッドの交換に要する経費は賃貸借料に含まれないものとする。

### (6) 装置の保守について

通常の下管理下において機器に不具合が生じた場合は、直ちに対応するものとし、保守に要する経費は賃貸借料に含まれるものとする。

## 8 納品について

各施設へ納品した際は、納品書に事務長の検査印を受領後、財務福利課へ提出すること。

## 9 その他の特記事項

(1) 自主回収、リコールの対象となった場合は、同等品以上の代替品を準備するなど迅速に対応すること。

(2) 設置施設から救命講習の依頼があった場合は対応すること。

## 10 問合せ先

宮崎県教育庁財務福利課管理担当（担当：渡邊）

TEL：0985-26-7235

FAX：0985-20-1164

Ema i l：[watanabe-hirofumi@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:watanabe-hirofumi@pref.miyazaki.lg.jp)